

「25OHビタミンD」実施料改正等に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、ビタミンD欠乏性くる病もしくは骨軟化症の診断目的及び治療中の算定が認められた検査である下記項目におきまして、令和2年4月1日からの診療報酬改定による実施料の改正が行われましたので、ご案内申し上げます。

また、骨粗鬆症の薬剤治療方針選択時にのみ算定が認められていた検査につきましても、実施料の適用が拡大されましたので、併せてご案内申し上げます。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

■実施日 2020年 4月 1日(水)ご依頼分より

■変更項目および変更内容

案内書 掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	変更箇所	新	旧	備考
42	4620 3G065	25ヒドロキシビタミンD [CLEIA]	実施料	117点	400点	令和2年4月1日より 「D007」血液化学検査 「30」

■実施料の適用が拡大された項目

案内書 掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	判断料 実施料	採取量(mL) 必要量(mL)	容器	保存	検査方法	基準値	所要 日数	備考
未掲載	4621 3G065	25OHビタミンD	生 I 117	血液 2 血清 0.5	01 21	冷蔵	ECLIA	ビタミンD欠乏 20.0ng/mL未満 ビタミンD不足 20.0~29.9ng/mL	4~6日	OAA

●算定留意事項

ア「30」の25-ヒドロキシビタミンDは、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定できる。
なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

イ「30」の25-ヒドロキシビタミンDは、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中にECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により測定した場合は、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定できる。

* 下線部が追加されました。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。